

# 指導医

## 【1】指導医の選任と契約

プライマリ・ケアの診療能力を養成することを制度の中核理念とする本制度においては、指導医の資格要件についても、省令上、「プライマリ・ケアを中心とした指導を行うことのできる経験及び能力を有していること」と規定されている。研修医の教育に情熱を有し、一般的に頻繁に経験する common diseases についての幅広い臨床能力をもつことが、良き指導医となるための「必要条件」と考えられるが、従来のわが国の臨床研修は専門医志向のストレート研修が中心であったために、もともとそのような資質を有する人材は多くない。「教えることは学ぶことである」といわれるが、すでに専門医資格を有している指導医においても、研修医の現地指導又は指導医講習会を通じて、いま一度プライマリ・ケアについて学ぶ努力が必要とされる。

省令で規定する「指導医」の選任を受けた医師については、「勤務体制上指導時間を十分確保できること」が、研修病院としての適切な指導体制の一環として義務づけられている。病院の管理者及びプログラム責任者は、指導医が研修医の直接指導を行う時間及びその準備のために要する時間を適切に評価し、その分の臨床業務を軽減するように具体的な取り決めを行うことが望ましい。さらに、研修医の指導に関連した業務が、従来からの臨床業務に上積みせざるを得ない状況においては、その分に対する適切な評価を具体的な形で行うことが必要であろう。指導医の指導時間の確保については、研修管理委員会においてプログラムごとに十分に話し合われることが望ましい。

(村岡 亮)

## 【2】指導医の研修

新制度において新たに指導医となった者の多くは、教育指導に関する知識や技術を体系的に身につけていなかったため、厚生労働省では研修病院における全国的な指導水準の確保を目的として、2泊3日、16時間以上を標準とするワークショップ形式での指導医講習会の開催指針を公表し、講習を修了した指導医に対しては医政局長名の修了証を発行することとした（「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針について」、平成16年3月18日）。

平成17年9月末現在、この基準に則って行われた指導医講習会の修了者は、省令施行の通知が行われた平成15年6月12日以降、合計9,965名である。これらの指導医講習会等において、チーフタスクフォース（講習会企画責任者）又はタスクフォース（講習会世話人）を経験した者は、これ以後に開催される講習会でチーフタスクフォースとなる資格を獲得することとなっている。これらタスクフォース経験者は、自ら所属する臨床研修病院又は大学病院において指導医講習会を積極的に主催し、指導医のみならず研修医の指導に関わるスタッフ全員に対して、プライマリ・ケアにおける教育研修のノウハウを伝え、指導者の裾野をさらに広げるべきである。各研修プログラムが主催する寝食を共にしての指導医講習会は、研修医の指導に関わる者同士の親睦を通して、互いの意思疎通を容易にし、院内で教育研修を尊重する「組織文化」を熟成するために極めて有効な手段であろう。

(村岡 亮)

### 【3】指導医間の連係

各研修科目を担当する指導医は、研修医がその研修科目を終了するときに、その研修プログラムが定める評価表の様式に従って、研修医の評価を行わなければならない。研修医の自己評価表がある場合には、研修医の自己評価結果と指導医の評価結果とを比較し、その結果に乖離がある場合には研修医と十分に意思の疎通を図りその原因を究明すべきである。また、指導医は担当する研修科目の研修期間中に厚生労働省の定める「臨床研修の到達目標」の達成状況を経時的にプログラム責任者に報告し、その科目終了時における到達目標の達成状況を次の研修科目を担当する指導医に申し送るべきである。

さらに、研修医が研修を行う上で何らかの問題を抱えており、それがその指導医の担当期間中に解決されなかった場合には、次の研修科目を担当する指導医に申し送るべきである。

なお、研修管理委員会の下部組織として、研修プログラムを運営するための指導医等を構成メンバーとする実務レベルの委員会を組織し、そこにおいて指導医間での情報の共有及び問題点の解決に向けての話し合いのなされることが望ましい。

(村岡 亮)

### 【4】指導体制に対する財政的支援

#### 1) 補助金等

##### 補助金

厚生労働省では、臨床研修の必修化に伴い、公・私立の臨床研修病院、大学病院における指導体制の充実を図るため、臨床研修費補助金の予算額の増額を確保している。

当該補助金は、教育指導経費と導入円滑化特別加算で構成され、前者の教育指導経費は、研修管理委員会運営経費、研修医指導に関する指導医やプログラム責任者に係る謝金・人件費・手当、プログラム責任者の補助者雇上賃金、指導医がより高度な指導等を行うための情報収集及び学会出席等に必要な経費等が含まれ、後者の導入円滑化特別加算は、研修医にアルバイトを行わせず、適切な指導体制を確保した上での宿日直研修を支援するための補助金である。

これら補助金の研修病院群内における配分については、研修管理委員会の了承のもとに適正に行われることとなっている。

##### 運営費交付金

国立大学法人や国立病院機構に対しては、補助金とは別にそれぞれ文部科学省と厚生労働省から補助金と同様の趣旨で運営費交付金としての予算措置がされている。

#### 2) 診療報酬

臨床研修の必修化に伴い、平成16年度の診療報酬改定において、臨床研修病院における研修機能の整備に伴う医療の質の向上を評価するものとして、単独型及び管理型臨床研修病院(相当する大学病院を含む。)に、「臨床研修病院入院診療加算(入院初日30点)」が認められている。

(野田 裕司)